

第143回人口・社会統計部会 議事録

1 日 時 令和5年11月24日（金）10:00～11:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室及びWeb会議

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、久我 尚子、佐藤 香、富田 敬子

【臨時委員】

宇南山 卓、加藤 久和、川口 大司

【審議協力者】

埼玉県

【調査実施者】

文部科学省総合教育政策局調査企画課：枝課長

【事務局（総務省）】

佐藤大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、篠崎政策企画調査官

政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室：内山統計審査官、森調査官ほか

4 議 題 社会教育調査の変更について

5 議事録

○津谷部会長 おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、ただ今から第143回人口・社会統計部会を開催いたします。

本日も前回に引き続き、社会教育調査の変更について審議をお願いいたします。前回の部会で、今回の審議事項については一通り議論を終えましたが、幾つか確認事項が残りました。そのため、本日、予備日としていた日程を使って部会を開催させていただいております。皆様におかれましては、お忙しい中、御参加いただき、ありがとうございます。

本日は私以外の部会構成員の皆様にはウェブで御参加をいただいておりますが、前回はネットワーク障害があり、資料が一時的に表示できないなど御不便をおかけいたしました。本日は、今のところ大丈夫なように見受けられますが、今回もネットワークの状況などで、途中、声が聞きづらいなど不具合が生じる場合もございます。そのような場合には、チャットや口頭などで御遠慮なくお知らせいただければと思います。

本日は、2部構成でこの部会を行いたいと思います。まず第1部として、前回の部会審議の際に示された確認事項について、文部科学省から御説明をいただいた上で議論をお願いしたいと思います。その上で第2部として、今回の変更に関する答申案について、その

方向性や内容を確認していただきたいと思っております。

また、本日の審議は12時までを予定しております。資料の量もそれほど多くはないことから、早めに終了する可能性がございますが、仮に12時を過ぎた場合には、御予定のある方は御退席いただいて結構でございます。

なお、本日は宇南山臨時委員については、学務の関係もあり、11時頃に御退席をなさる予定と伺っております。以上、よろしくお願いたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

では、まず前回の部会で示された確認事項について、文部科学省から御回答をいただいた上、御議論をお願いしたいと思います。

確認点は3点ございました。1点目が、博物館調査票における「設置者」の区分の詳細化に当たり、「その他の法人」という選択肢を「その他の営利法人」としてはどうかというもの。2点目が、学級・講座の参加者数の把握について、男女別の把握から総数把握に変更することに関して、公表の際に補足説明を付すなど、利用者に対して情報提供が必要ではないかというもの。最後の3点目が、情報提供方法の選択肢として設けられている「情報ネットワーク」と「マスメディア」の線引きが難しいため、選択肢を再構成する方法もあるのではないかというものでございます。

それでは、これらの確認事項について、文部科学省からまとめて御説明をお願いいたします。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 文部科学省総合教育政策局調査企画課長の枝でございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

ただ今部会長から御紹介いただきましたように、前回の第1回部会におきまして御意見や御質問を賜りましたところでございますが、そのうち宿題となっております3点につきまして、資料1のとおりまとめさせていただきます。

まず1点目でございますが、博物館調査票につきましては、前回の第1回部会におきまして、私ども文部科学省から、調査票の参考というところで今回の変更案が書いてございますけれども、9番と10番が「非営利法人」についての選択肢となっております、11番と12番が「営利法人」についての選択肢となっております。9番につきましては、「一般社団法人、一般財団法人、公益社団、公益財団」を非営利法人の代表的なものとしてここに挙げているところでございます、10番で「その他の公益法人」というのを挙げております。11番につきましては、営利法人の代表的なものとして「株式会社」を挙げているところでございますが、「その他の営利法人」につきましては、12番の「その他の法人」で拾うという構成で説明させていただいたところでございます。前回の部会におきまして、津谷部会長から、この12番「その他の法人」だと趣旨が明確ではないので、誤記入も発生しかねないということから、「その他の営利法人」としてはどうかという御提案をいただいたところでございます。

回答といたしましては、御指摘のとおり、回答者の誤記入を防ぐために、12番を「その他の営利法人」として追加させていただきたいと考えております。

続きまして、2点目でございますけれども、こちらにつきましては、前回の部会におき

まして久我委員から、男女別の人数把握を今後総数把握に変更した場合に、過去に男女別で把握したものはどうするのかという御指摘をいただいたところでございます。私どもからは、e-Statで公表しているものについては、従来どおり公表を続けるということで考えている旨を申し上げたところでございましたが、総務省から、補足説明をするようなことも考えられるのではないかとということで御指摘をいただき、検討させていただきました。過去の調査結果につきましては、文部科学省のホームページにおいて「社会教育調査の利用上の注意」というものが掲載されたページがございますので、そちらに「令和3年度調査までの学級・講座の男女別の参加者数には、男女の総数を基にして按分することにより推定した数値が含まれている場合がある」という趣旨の注記をしたいと考えております。

それから、令和6年度調査につきましては、統計表の欄外に、社会教育行政調査、公民館調査、青少年教育施設調査、生涯学習センター調査につきましては、「令和6年度より学級・講座参加者数は男女別ではなく総数での調査とした」という注記をする。それから、女性教育施設調査につきましては引き続き男女別で把握することとしておりますので、「学級・講座の男女別の参加者数には男女の総数を基にして按分することにより推定した数値が含まれている場合がある」という注記をしたいと考えております。

最後3点目でございますが、こちらも前回、久我委員から御意見、御指摘をいただいたところでございます。事業に関する情報提供の方法についての選択肢でございますが、参考のところにありますように、「(5)の情報提供方法」は複数回答可となっておりますが、1番の「情報ネットワーク」と、4番の「マスメディア(放送・新聞等)」につきまして、現在、1番の「情報ネットワーク」を選択した場合には、「a ホームページ、b メールマガジン、c ソーシャルメディア」を選択するようになっており、4番の「マスメディア(放送・新聞等)」につきましても、情報ネットワークの1類型と考えられるということで、線引きが少し分かりづらいのではないかと御指摘ございました。この区分についての考え方を説明してほしいということでございました。また、「情報ネットワーク」を設けずに、直接「ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア」を選択肢に入れる方法もあるのではないかと御意見もございました。

これにつきましては、まず資料1の別紙を御覧いただければと思います。こちらは「社会教育調査の手引き」の抜粋を記載したものでございまして、「社会教育行政調査票」と「公民館調査票」の2つを例として挙げております。社会教育行政調査票で申し上げますと、7番、情報提供方法の1としまして、「情報ネットワーク(ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア)」とありますが、その下にデータベースやホームページを構築し、インターネットやメールマガジン等を活用した情報提供という補足がございます。それから、4番の「マスメディア(放送・新聞等)」でございますが、テレビ・ラジオ等の放送及び市販の新聞・雑誌への掲載という補足がございます。

資料1の3ページ、文部科学省の回答本文に戻っていただければと思いますが、今申し上げましたように、1番の「情報ネットワーク」につきましては、回答者において、主体的にインターネットなどを利用して情報提供を行う場合を想定しているものでございまして、一方で4の「マスメディア(放送・新聞等)」につきましては、テレビ・ラジオ等の「既

存のメディア」を通じての情報提供を行う場合を想定して調査項目を設けているところでございまして、そのような趣旨を手引きの方に記載しております。

御指摘のとおり、「情報ネットワーク」と「マスメディア」の用語自体は必ずしも明確に区分けされている概念ではございませんけれども、「情報ネットワーク」についての「ホームページ、メールマガジン、ソーシャルメディア」といった記載や、「マスメディア」の方に付記してある、括弧で「放送・新聞等」という記載、それから、今、御説明させていただいた手引きにおける補足説明と併せて御覧いただくことで、これまで回答者における混乱は特段生じていないと考えておりますので、選択肢については現状のままとさせていただきたいと考えております。

なお、昨今の情報技術の進展は目覚ましいものがございますので、このような情報技術の進展や、あるいはメディア関連の社会情勢の変化などに伴いまして、現在の選択肢を見直す必要性が今後生じた場合には、改めて調査項目の選択肢の在り方については検討したいと考えてございます。

文部科学省の説明は以上でございます。

○津谷部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の文部科学省からの御説明に対し、御質問や御意見などをいただければと思います。お願いいたします。

○久我委員 久我です。2つの観点についての御対応、ありがとうございます。

1つ目の男女別データに関してはとても上手な対応をされたように感じてありがたいと思います。

2点目については、やはり分からないところがあるのです。今、回答者の方で特に困った状況はないというお話ではあるのですが、私が前回申し上げたのはマスメディアでもインターネットでの情報配信をする中で、必ずしもマスメディアが放送と新聞だけではないことをお伝えしたのです。マスメディアのネット、SNS関連の媒体を活用した場合はどこに回答すればよろしいのでしょうか。その辺りの整理についてお聞かせいただけますか。

○津谷部会長 文部科学省、お願いいたします。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 御指摘の点はごもっともでございます。ただ、マスメディアが行うインターネットを活用した情報提供に関しましては、4番に「マスメディア（放送・新聞等）」と書いてございますが、基本的にはこの「等」で読んでいただくと考えておりまして、放送、あるいはテレビ、ラジオといった放送局や、あるいは新聞、雑誌といったようなものもあるかと思いますが、そのようなものがインターネットを通じて行うのもマスメディアというところの「放送・新聞等」というくくりの中で読んでいただけたらと考えてございます。

○津谷部会長 これはごもっともではございますが、今から全部この選択肢を大幅に、ある意味変更するということにつきましては、恐らく何らかのテストが必要になるであろうと思います。そしてこれを答申案に記載するかどうかにつきましては、こういうふうに変更しろということがある程度具体的でないとなかなか難しいところでございます。

ですので、調査の手引きに先ほど久我委員がおっしゃったことを反映させて、ここの「等」

に含まれているということをもう少し具体的に説明していただいて、調査の手引きで対応させていただければと考えますが、文部科学省、いかがでございましょうか。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 そのような方向で検討させていただきたいと思えます。

○津谷部会長 調査の手引きへの記載ぶりについては文部科学省と事務局とで御相談いただきまして、こういう案ではいかがかということ久我委員はじめ、ほかの部会構成員の皆様にも書面でお知らせいたしたいと思えます。

久我委員、いかがでございましょうか。

○久我委員 久我です。そのような形で大丈夫です。過去からの経緯とか変更に伴ういろいろなお手間ということで、承知いたしました。ただ、日頃、民間で調査する場合はこのような並びはあまり見ないので、少し違和感はあると思えますので、手引きで丁寧にお伝えいただければ大変ありがたいです。

○津谷部会長 久我委員、ありがとうございます。つきましては、この別紙に示されております社会教育行政調査票の情報提供方法の4番目、「マスメディア」というところについて、できる限り効率よく効果的に進めたいと思えますので、お手間かと思えますが、久我委員からこういうふうなものを付け加えればいいのではないかというお考えを少し具体的に、この部会終了後に、事務局宛てに具体的な御意見、情報をいただければ大変ありがたいと存じます。

久我委員、いかがでございましょうか。

○久我委員 承知いたしました。私としては、「放送・新聞等」のところの「等」にインターネットとかそのような記載があればいいのではないかと単純に思っています。

○津谷部会長 もう少し書き方も含めて「放送・新聞等」のところの「等」にインターネット的な要素を強調する。そうした方がいいという御意見でございますね。

○久我委員 単純にそのような意見ですので、適切な表現でまとめていただいて構いませんので、事後確認で大丈夫です。

○津谷部会長 分かりました。ほかの委員の皆様、いかがでございましょうか。御意見はございませんか。

事務局、いかがでございましょうか。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 ありがとうございます。それでは、先ほどの久我委員からの御意見につきましては、マスメディアのところ、今の手引きでは「テレビ・ラジオ等」となっていますので、この部分をもう少し具体的にすることで調整といいますか、考えてみたいと思えます。要は1番の「情報ネットワーク」というのは主体的な情報発信、それから4番の「マスメディア」に関しては既存のものを使うということですが、テレビ、ラジオ以外のインターネットでも既存の仕掛けに乗せて発信する場合には4番という可能性が出てくるので、それが漏れないようにすればいいというような理解で案文を作ればよろしいでしょうか。

○久我委員 久我です。自発的な発信かどうかというのは私の意見ではなくて、御説明をいただいた話です。ただ、方針としてはそのような形でよいと思っています。

以上です。

○津谷部会長 文部科学省、この点につきましてよろしいでしょうか。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 検討して相談させていただきたいと思いません。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 私自身ネットワークに詳しくないので、基本的なことを聞いてしまうのですが、例えばYouTube等に何か載せるということであれば4番とイメージされている感じでしょうか。

○久我委員 私の意見というか、もともとそういう枠組みとして自発的な発信と外部メディアを使うという整理を私は御説明を受けたので、その整理であればそうなるのかと思いますが。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 よろしいでしょうか。今、選択肢としては、1番の「情報ネットワーク」のところに「ソーシャルメディア」がありますので、YouTubeについてはソーシャルメディアというふうに分けられていると考えております。なので、YouTubeであれば「ソーシャルメディア」ということになるのかと思っております。

以上でございます。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 分りました。ありがとうございます。あと、手引きの説明では、1番にも「インターネット」があり、4番にも「インターネット」が入ることになると、記入される方が混乱されると思うのです。そのような意味で書き分けと申しますか、1番、4番の選択肢の両方に「インターネット」を入れるのだったらそれでもいいのですけれども、それが何を指すのかということに関しては、より具体的に書かないと、恐らく混乱するのではないかという印象を持ちました。

○津谷部会長 かえって切り分けが難しくなるのかもしれないということかと思えます。

ほかの委員の皆様、何かこの点につきましてお考えなどございましたらお伺いできればと思います。いかがでございましょうか。

○加藤臨時委員 加藤です。よろしいでしょうか。

1番と4番は、結局、手段と媒体か、誰がやるかが違うコンセプトで書かれてしまっているので、こういう話になるのではないかと考えています。ですので、1番がもしそのように手段ということであるならば、マスメディアにおけるインターネットはどっちに入るのかというのをきちんと書いてあげればいいと思います。

以上です。

○津谷部会長 いかがでございましょうか。

○枝文部科学省総合教育政策局調査企画課長 文部科学省でございます。久我委員に御指摘いただいたところは、恐らくマスメディアがインターネットを使って情報提供する場合ということだと思いますので、それは4番に含むということで記載ぶりを検討させていただきたいと思えます。

○津谷部会長 選択肢の最後に、「なお、インターネット媒体による放送・新聞等も含む」と1行書くということかと思いますが、最初にインターネットやメールマガジンと出ているので、確かに、更に4番目に「インターネット」と書くと迷うことがあるのかと私も

感じます。

いかがでございますか。そのほか御意見はございませんか。

では、次もございますので、一応の取りまとめをさせていただきまして、こうしたらいいのではないかと、こういうことではないかというお考えや何かアイデアが浮かばれましたら、この部会後にメール、その他でお知らせをいただくこともできるかと思えます。

ここの部分の確認事項の取りまとめでございますが、最初の「その他の法人」という選択肢を「その他の営利法人」と追加して変更するという、そして結果の公表に当たって、男女別把握に関する補足説明を追加するということについては、文部科学省で対応をなさるといふことの確認が御回答からいただきました。そして、これに対し特段の御異論もなかったかと思えますので、これらにつきましては、答申において、統計委員会からの指摘として整理させていただきたいと思えます。

ただ、3番目の「情報ネットワーク」と「マスメディア」につきましては、特に選択肢の1番と4番になりますけれども、「マスメディア（放送・新聞等）」にインターネットで新聞や放送の情報を得る場合どうするのかということについては、調査の手引きで対応させていただくということにしたいと思えます。その内容につきましては実施者である文部科学省と事務局、そして私にも御相談があるかと思えますので、それで相談をさせていただきまして、案として作成したものを久我委員はじめ、構成委員の皆様にご提示いたしますので、それに対して御確認をいただくという対応にさせていただきたいと思えますが、それでよろしいでしょうか。

（「結構です」の声あり）

○津谷部会長 ありがとうございます。なお、情報提供方法の選択肢の構成について、これを答申に今後の課題として掲載してしまいますと必ず対応する必要性が増すことになり、非常に重みが出てまいります。ただ、文部科学省からの御回答にも、社会情勢の変化や技術革新などに対応して今後検討するという御回答を頂いておりますので、これは議事録にきちんと明記をさせていただいて、時間を区切らず対応していただくというふうにさせていただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

以上で、前回部会からの確認事項の審議を終了したいと思えます。後でもう一度確認いたしますので、何か思い浮かべたらそのときに御発言をお願いいたします。

次に、答申案の審議に入らせていただきたいと思います。資料2を御覧ください。これは前回の部会で結論が得られている部分について、事務局とも御相談の上、作成した答申案です。今回の申請は調査事項の変更が中心となっておりますので、非常にコンパクトな形でまとめられております。

具体的な答申案の審議に入る前に、私が考える答申案の取りまとめ方法について説明いたします。まず事務局から、簡潔にこの答申案の構成について御説明をさせていただきます。そしてその後、事項ごとに、①部会での審議内容を適切に反映できているか、②ほかに修

正や追記すべき事柄はあるかどうかについて、皆様からの御意見を頂きながら順番に取りまとめを行いたいと思います。ただ、非常に細かな表現ぶりなどにつきましては最終的に私の方で整理させていただく部分もあるかと思っておりますので、その場合は、部会後の調整を私に御一任いただけたらと思います。もちろん、修正した後は皆様に御確認をいただきます。

また、本日の第1部として文部科学省から御回答を頂いた部分のうち、答申案に加える事項については反映できておりませんので、これにつきましては、本日の部会終了後、文書化したものを皆様にお送りして御確認をいただきたいと思っております。

以上のおり進めたいと思っておりますが、これでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、資料2に基づいて、答申案の全体構成について、事務局から簡潔に御説明をお願いいたします。

○森総務省政策統括官（統計制度担当）付調査官 それでは、答申案について説明いたします。資料2を御覧ください。

答申の様式につきましては、先般の学校基本調査と同様、これまでの統計委員会答申の構成を踏襲しておりまして、「1 承認の適否」、「2 理由等」という構成としています。「2 理由等」については、今回審議いただいた順に項目立てをしております、(1)として報告を求める事項、つまり調査事項等の変更について。そして、(2)として調査結果の公表方法の変更としており、それぞれ計画変更の個別内容や結論の方向性を記載しています。

なお、(1)の調査事項等の変更につきましては、今回は細かな変更が多かったこともありまして、1つずつ項目立てをするのではなく、「表1 調査事項等の変更」、「表2 変更内容に対する判断理由」として、表形式にまとめて記載しております。

事務局からは以上です。

○津谷部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、答申案について順番に御意見を頂きたいと思っておりますが、冒頭の「1 承認の適否」につきましては、全体評価となりますので最後に回して、まず「2 理由等」に進みたいと思っております。

「2 理由等」の「(1) 報告を求める事項（調査事項）等の変更」でございます。これについて御確認をいただきたいと思っております。今回の変更につきましては、先ほど事務局からの御説明にもございましたが、ほとんどが調査事項の非常に詳細な変更であることから、申請された内容について表1として「変更内容」、「変更がなされる調査票」、「変更理由」という構成で、1ページから2ページにまとめられております。これら変更に対する部会の判断理由について、3ページに表2としてまとめております。

表1の変更内容につきましては前回の部会でも審議していただきましたので、非常に細かくここで繰り返すことは省略いたしたいと思っておりますが、概要だけを申し上げますと、1)と2)が公民館の所管に関するものでございます。そして、3)と4)が博物館の区分名称と設置者に関するものでございます。5)から7)が施設・設備に関するものとなって

おります。8)が学級・講座の参加者数の把握に関するものでございます。最後の9)が情報提供方法の選択に関するものとなっております。

これらの変更に対しまして、3ページの表2を御覧いただけたらと思っておりますが、1)から4)の公民館、そして博物館の所管及び区分名称、設置者に関するものにつきましては、法令改正を契機とする変更であり、対象施設をよりの確に把握しようとするものであること。そして5)と7)につきましては、表1で例示した政府計画に加えて、諮問時の統計委員会において、清原委員から御提示いただきました御示唆を踏まえて、教育振興基本計画を明示した上で、取組についての進捗確認データとして利活用が想定されるものであること。6)と9)につきましては、ニーズ低下に伴う調査事項の削除であること。そして8)については、報告者におけるデータの把握・整備状況や利活用ニーズ等を踏まえた変更であることといった理由で、全体として「おおむね適当」といたしております。

ただ、「ウ」において、審議の結果として、いくつか統計委員会から文部科学省に対して修正意見などを示すことにいたしましたので、それについて記載しております。この修正意見、具体的には4点ございます。

初めの2点は調査票の設問に関するもので、答申案の別添を御覧いただければと思っております。5)については、答申案が「利用者が利用できる無線LAN」とされておりましたが、修正理由にありますとおり、そもそも(7)というこの項目全体が施設の利用者に供される施設・設備を念頭に置いていることから、無線LANについてのみ「利用者が利用できる」という修飾語をわざわざ付す必要はないのではないかというものでございます。

また、6)の変更自体は利用者用、業務用を含めた「コンピューターの設置台数」という設問を削除するものですが、それによって、前回の調査票から比べて1問目に繰り上がった設問の修飾語が長くなってしまうということで、右側のように括弧の中に、「施設の利用者が利用できるものに限る」というただし書を付けるという修正意見となっております。

答申案の本文3ページにお戻りいただきたいと思っております。今申し上げましたとおり、コンピューターの設置台数について、業務用を含めた総台数は回答が不要となりました。しかし、これまで複数回継続して調査対象になっている報告者の存在が非常に高い確率であると思われませんが、誤って業務用を含めたコンピューターの総台数について回答することがないように、調査の手引き等で注意喚起する必要があるという御意見を頂きました。これを受けて、その旨を留意事項として記載しております。

修正意見の最後は、9)の学習相談の部分でございます。申請案では、公民館調査票だけで「学習相談」を削除するということになっておりました。しかし、審査官室からの指摘も踏まえ、文部科学省において、「情報提供方法」の項目に「学習相談」の選択肢を設けているほかの調査票についても、この選択肢を残す必要性は乏しいとの回答でした。そこで部会といたしましては、博物館調査票と女性教育施設調査票においても、公民館調査票と同様に、「学習相談」の選択肢を削除する必要があることを指摘したいと考えております。

以上が、調査事項等の部分でございます。

なお、先ほども申し上げましたが、本日の第1部における文部科学省の回答を踏まえ、また委員の皆様方からの御意見も踏まえて、答申案に追記する事項、そして更なる手引き

等の修正につきましては、本日の部会終了後に、できる限り速やかに文書化したものを構成員の皆様方にお送りして、確認をお願いしたいと思います。

説明が長くなりましたが、ここまでの部分につきましていかがでございましょうか。御意見、御質問、御提案はございませんか。

よろしいでしょうか。

○佐藤委員 佐藤です。別添の資料がとても分かりやすく、本文の修正意見と対応が非常にきれいに分かるので、とてもよくできていると思います。

○津谷部会長 ありがとうございます。その他、御意見、御感想御提案はございませんか。

本日の第1部で御議論いただきました事柄についても、追加のアイデアやお考えがございましたら、ここで御提示いただければと思います。よろしいでしょうか。

○津谷部会長 それでは、特段の追加の御意見、御異論等はないようですので、ここに本日御提示したものにつきましては、御了承をいただいたものと整理させていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

それでは、次に進みたいと思えます。答申案の最後でございしますが、3ページ目の「(2) 調査結果の公表方法の変更」について、印刷物の作成を取りやめるということについてでございします。これについては、インターネットの情報提供により利活用上の大きな支障が生じていないということとともに、印刷物の作成による事務負担を軽減し、限られたリソースの有効活用を図るものであるということで、適当といたしております。この部分について、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、特段の御異論等がございませんでしたので、これについても御了承をいただいたものと整理いたしたいと思えます。

これで、「2 理由等」について一通り御確認をいただきましたので、答申案の冒頭にお戻りいただきたいと思えます。これまでの内容を集約する形で、「1 承認の適否」において、全体としては変更を承認して差し支えない。ただし、一部計画修正等の必要があるという取りまとめにいたしております。

以上で答申案についての確認を終えたこととなりますが、最後にまた繰り返しになりますが、調査全体を通じて、そしてまた詳細な具体的な点につきましても、御意見などがあれば御発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、皆様に御了解をいただいた方向で取りまとめと、更なる修正作業をさせていただきまして、その案を皆様方に御提示して、御確認をいただくというふうにさせていただきます。ありがとうございました。

できれば、来週中には部会構成員の皆様方に、最終的な確認をお願いすることができるようにしたいと思っております。

なお、前回の部会でお示したスケジュールのとおり、12月に開催される統計委員会において答申案を諮る予定としております。この12月の統計委員会までに、それほど時間的

な余裕があるわけではございません。また、本調査の実施がありますので、12月の統計委員会で答申案を統計委員会にお示しするというスケジュールは崩せないものと理解しております。そのため、御確認をいただく時間がタイトになってしまわざるを得ないことをあらかじめお断りするとともに、今後の確認過程で頂く御意見の取扱いにつきましては、最終的に私に御一任をいただきたいと思っております。最終的に整理した結果を私から統計委員会に報告させていただきたいと思っておりますが、そのような方向で進めてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきたいと思っております。

なお、来週、11月29日にも今月の統計委員会が開催される予定となっております。この統計委員会におきましては、前回と今回の部会審議の状況について私から御報告させていただき予定となっております。

以上で、この社会教育調査の変更に関する審議については終了となります。委員の皆様方におかれましては大変活発な御議論、そして有用な御意見をいただきまして、本当にありがとうございました。これで予定しておりました議事、審議事項を終えることができました。部会はここまでとさせていただきます。

また、先ほどから繰り返しておりますが、答申案に付け加える事項、そして更なる手引きの修正等については、事務局、そして文部科学省と御相談して速やかに文章化をいたします。皆様の御確認のお願いも時間的に少し押すかと思っておりますが、どうぞよろしく願いいたします。

では、最後に事務局から御連絡をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 内山でございます。本日もお忙しい中、御参加いただきましてありがとうございました。部会長からもお話しいただきましたとおり、今後速やかに答申案の加筆・修正案を作成して、皆様に確認をお願いしたいと考えております。

具体的なスケジュールにつきましては、確認をお願いする際のメールに示したいと考えております。具体的な追記部分といたしましては、答申案の3ページになろうかと思っておりますけれども、ウの部分、統計委員会での指摘事項というところになります。ここで本日御説明いただいた文部科学省の対応、あるいは委員の皆様から頂いた御意見を反映する形でここに加筆するというのが主な内容になってくるかと思っております。加筆する内容が増えてまいりますと見にくいということもありますので、もしかすると表3という表形式にする可能性もありますが、それも含めて速やかに考えたいと思っておりますので、少し時間を頂ければと思います。

最後、いつものお願いでございますが、部会の議事録につきましても、事務局で作成次第メールで御照会いたしますので、こちらにつきましてもお手数をおかけいたしますが、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○津谷部会長 それでは、以上をもちまして、本日の部会を終了いたします。本日も御多忙な中お時間を頂きまして、本当にありがとうございました。